

令和6年度 第2回北海道森林管理局保護林管理委員会  
議事録

日時及び場所

令和7(2025)年3月6日(木) 13:30~16:00

北海道森林管理局 大会議室(3階)

発言者	内容
1. 開会	
三橋地域業務 対策官	<p>ただいまから「令和6年度第2回北海道森林管理局保護林管理委員会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日司会を務めさせていただきます、計画課の三橋と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>&lt;資料確認&gt;</p> <p>それでは、開催にあたりまして、北海道森林管理局長吉村よりご挨拶申し上げます。</p>
2. 局長挨拶	
吉村局長	<p>森林管理局長の吉村でございます。</p> <p>本日は足元の悪い中、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の委員会においては、石狩浜海岸林の保護林新設、あるいはモニタリング調査などについて説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>そのうち石狩浜については、改めて保護林としての保全の必要性、そして今後議論を進めていくに当たっての前提と周辺の動向、さらに、これまでの皆様からいただいた貴重な数多のご意見がございます。それを踏まえた当局としての考え方、そして今後の検討の流れについて、説明をさせていただければと考えております。</p> <p>それから、保護林モニタリング調査については、前回、資料や説明がやや混乱しておりまして、皆さまに大変分かりにくい内容になっていたと思いますので、今回、再度、資料を全面的に交通整理いたしまして、改めて説明をさせていただきたいと考えております。</p> <p>本日は限られた時間でございますが、どうかさまざまな角度から活発にご意見をたまわれれば大変幸いです。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>

3. 議事	
三橋地域業務対策官	ここからの議事進行につきましては、齊藤委員長にマイクをお渡しいたしまして、議事を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
齊藤委員長	<p>こんにちは。森林総合研究所北海道支所の齊藤です。</p> <p>前回に引き続き、今回も議事進行役を務めさせていただきます。スムーズな議事進行になりますよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題ですけれども、議事次第にありますとおり、(1)から(4)までありまして、そのうち(4)その他には3つ含まれています。その他の3つのうちの2つが報告事項と聞いております。</p> <p>それでは議事次第に沿って順に進めていきたいと思っております。</p>
(1)石狩浜海岸林の保護林新設について	
齊藤委員長	石狩浜海岸林の保護林新設について、事務局より説明をお願いいたします。
三橋地域業務対策官	<資料1説明>
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。
中村委員	結論は7ページにあるとおり、保護林としての適切な設定のあり方に関する議論を深めるために、委員会として更なる現地調査や保護林区域の精査が必要と考えられ、令和7年度に行うということによろしいですか。
三橋地域業務対策官	はい。
中村委員	それをもって保護林区域も決定していく。議論はあるでしょうけど、とりあえず次年度にそれをやる、それでいいですか。
三橋地域業務対策官	はい。令和7年度に現地検討会を開催いたしまして、現況ですとか、あるいは今後の情勢を踏まえまして、自然科学的視点からというようなことで、現地検討会を予定していきたいと思っています。
中村委員	現地検討会をやった後、この委員会で議論して、設定範囲を決めていくということによろしいですか。
三橋地域業務対策官	はい。
中村委員	森林管理局の立場も理解するのですが、保護林の委員会として、カーボンニュートラルだとか再生可能エネルギーの適正な利用というのは、我々のミッションではないと思っていますか。
三橋地域業務対策官	はい。
中村委員	わかりました。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
中田委員	参考1の図面で、50mバッファと書いてあるのですが、何か意味があるのでしょうか。
三橋地域業務対策官	確認させていただきたいと思っております。
中田委員	基本的に今の現段階での案としては、全域保存地区ということによろしいですね。
三橋地域業務対策官	はい。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
菊地委員	<p>保護林の設定に当たっての管理局の考え方の中で、カーボンニュートラル実現への貢献という点について、前回の説明より分かりやすくなったと思うんですけど、その上でもう少し具体的な計画というか、姿勢というか、その情報が欲しいと私は思っております。</p> <p>一点目は保護林設定予定地のA3の地図に、風力発電設備がない区間がありますよ</p>

	<p>ね。植生的にも海岸植生からカシワ林にかけて連続的にみられるような、たぶん最も重要な場所だと思うんですけど。</p> <p>今後、この場所に風力発電の計画があるのでしょうか。</p> <p>もしかして、カーボンニュートラルへの調和という考え方の中で、決定した保護林を解除してしまうようなことも含まれているのだとしたら、これは到底容認できない話だし、そうではなくて、あくまでも保護林の設定に当たって、そういう考え方を考慮するのであって、設定してしまった保護林は守るという姿勢なのであれば、それは理解できる。今、風車がない真中あたりに事業計画がないという認識でよろしいか、確認しておきたいです。</p> <p>二点目は、その上で、現時点で提案されている保護林の赤い線のところですね。先ほどからおっしゃっている調和というものに則ったというものであるなら、具体的にそれがどこに現れているかという、素人目で見ると、風車の周りの段々になってるところですよ。</p> <p>そこは具体的に、どういう理由で保護林に今回設定しないのか。</p> <p>現時点で設備があるわけではないですよ。</p> <p>工事等で人が入る可能性があるから、保護林にふさわしくないと判断されているのか、もしくは、もう少し副次的な要因を考えてのことなのかについても、言える範囲でよいので教えてください。</p>
齊藤委員長	事務局、説明をお願いします。
寺村計画課長	<p>一つずつお答えいたします。</p> <p>風力と保護林の関係で申し上げますと、風力の申請があるから保護林を解除するっていうことは、業務運営上ありえない話でして、そこのところは、まず一つ明らかに申し上げておきたいと思います。</p> <p>その上で、民間企業さんとの関係で、我々も言えること、言えないことがだいぶありますけれども、ご案内のとおり、そういう計画で相談が我々にきてるのは、3 ページの図面を見ていただくと、小樽市側の西側のところ、丁度空いているところでございますけれども、そういうところで、我々の方にご相談があったと聞いております。</p> <p>そういう点で考えますと、事前の意見交換で渋谷先生にお話しを伺ったところでございませけれども、人為的なり自然的な影響があった時に、ここが保全されるのか、さらに内陸側がどうなるかというところが、非常に我々も危惧されるところでございます。</p> <p>現地検討会の時に我々事務方としても、そこのところを有識者の方にしっかりと意見を聞いて、どれだけ脆弱なのか、重要なかというところの議論を深めたいという形で考えていたところでございます。</p> <p>それと事実関係で申し上げますと、参考資料の1 ページのところ、区域の枠のところ、少しカクカクとなっているところに違和感があると思われたというところでございます。</p> <p>それにつきましては図面を見ていただくとおり、例えば13番、14番のところ、12番、16番のところ、保護林区域を削り取るような案で、今提案しているところでございます。</p> <p>菊地委員のご指摘のとおり、特に何か設備が設置されているからというわけでもなく、風車は私有地のところで設置されているのですけれども、上側のブレードが引っかかる場合は、その土地の空中利用という形で貸し付け契約を、この風力の事業者さんにお貸ししているという形となっております。契約の中では、あくまで空中使用という形で、特に土地の方を触ってよいという契約になってはいないのですが、そういう契約をやっているところというところで、区域として分けているという整理をしております。</p>
菊地委員	聞き逃したか、間違えたかわからないですけど、計画があるっておっしゃってましたか。
寺村計画課長	<p>この図面で申し上げますと、15番のところから16番の間、何も風車がないところでございませけれども、ここの貸付けの可能性については、民間の方から森林管理局サイドに相談はきているという状況になっています。</p> <p>ただ、ここ数年、話は全く進んでいないようにも伺っておりまして、それを本当に設置しようとしてるかどうかのところについて、まだ確認が取れてないところです。</p>

菊地委員	ありがとうございました。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
渋谷委員	<p>ここにも出ているのですが、今、保護林として想定されている範囲というのは、小樽市と書かれていますけど、小樽市と石狩市にあるということでよろしいですか。</p> <p>そうですか。</p> <p>石狩市は街の中をゾーニングしておりまして、まず確認したいのは、石狩市のこの範囲はどういうゾーニングになってるのでしょうか。</p> <p>・・・すぐに分からないならいいです。</p> <p>ちょっと聞き方変えますけど、(分からないとお答えがないか)石狩市の方とは、この話でご相談されたことがあるのでしょうか。</p> <p>要は地元の意向をご存知かどうかですね。</p>
三橋地域業務対策官	<p>石狩市の関係につきましては、5 ページに図面がございます、石狩湾新港の東側の区域になります。</p> <p>石狩市の方と、保護林設定に向けた打ち合わせ等の対応をしている状況にはございません。</p>
渋谷委員	<p>おそらく、ここは開発なんかはしないエリアになっているだろうと思います。</p> <p>ただ、そういうところでも風力発電業者さんなんかは、結構平気で計画を出してくることが多いので、地元のゾーニングを尊重すべきであるはずなのですが、なかなか難しいケースが現実にはあります。まずは石狩市の意向というのを、しっかりとまず把握していただきたいというのが一点です。</p> <p>もう一つ、この図でいうと、左下側が小樽市ですね。小樽市に、そういう都市利用ゾーニングあるかどうか、私もそれは知らないんですが、それを確認していただきたいですし、小樽市の考え方、意向というのも、やはり事前に確認をしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。</p>
三橋地域業務対策官	渋谷先生の方からお話がありました関係につきましては、今後、確認するという形で進めていきたいと思っています。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
横山委員	<p>1 ページ目と9 ページ目に書いてある石狩浜海岸林の大事さの表現についてですが、1 ページの①と、9 ページにも同じことが書いてあるのですが、「特殊な地形に存在する独特の海岸植生から、後背地の森林群落における森林生態系」というこの表現で合っているのでしょうか。日本語として変なんじゃないかと思うんですけども。</p> <p>特殊な地形に存在する独特の海岸植生というのは、それだけでいいのかもしれないですけど、その後ろの、後背地の、例えば広葉樹自然林までの一続きの森林生態系が存在しているとか、「森林群落における」というこの言葉がよくわからないので、なんでこういう書き方になっているのかを教えていただきたいというのが一つ。</p> <p>もう一つは、9 ページの上の新設理由等の中の4 ボツ目の、アリのコロニーの話ですけども、「現在も種数は減少した」と書いてありますが、この種数の減少とは一体何を言っているのか。これを教えていただきたいと思います。</p>
寺村計画課長	<p>まず一つ目の1 ページ目の記述の部分でございますけれども、当時調査したところ、こちらかなり海岸砂丘いわゆる浜堤が発達してしまっていて、それに伴って独特の海岸草原から風衝型の短いカシワ等が広がっていくという、他ではあまり例がないものだというふうイメージして記述したところがございます。けれども、横山委員のご指摘の通り、そういうところを上手く表現できてないところがありますので、次回現地検討会までに、しっかり日本語を再度見直したいと思っております。</p> <p>合わせて、9 ページの現在の種数のところは申し訳ございません。明らかに我々のミスでございます。明確にこれは生息数、あるいはコロニーの数でございます。ご指摘を踏まえまして、表現の適正化に務めます。大変失礼いたしました。</p>

横山委員	よろしくお願ひします。
玉田委員	今、渋谷委員からご指摘があった石狩市の風力発電ゾーニング計画のことですが、環境保全エリアに入っていると思います。事務局側でも、もう1回調べてみてください。たぶん入っていると思います。
齊藤委員長	確認ありがとうございます。他にございますでしょうか。
中田委員	先ほど渋谷先生がおっしゃったことなんですけども、自治体との打ち合わせというのは、早急、年度明け早々に是非お願ひしたいと思います。 現地検討会の前に打合せを完了していただいて、完璧には終わらないと思いますけども、その市町村の意向というのは、市長が変われば全部変わるというのもありますので、石狩市の環境保全エリアになってるといってもですね、現在の考え方が変わってる場合もあるかと思ひますので、是非そのような打ち合わせは早急にやっただけければというふうに思ひます。
齊藤委員長	事務局よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。
三橋地域業務対策官	はい。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
玉田委員	石狩市と一口に言っても部局が色々あって、環境部局に関しては、私は、石狩市の環境審議会の委員をやっけて、保護林の会議でこうゆう話で動いている、森林管理局のホームページで議事録も公開されていますという話をしています。環境部局はとりあえずウェルカムだという話ですけど、それが首長さんにまでちゃんと話が通っていることかというところまで、確認してください。 違う部局、たとえばエネルギーの部局の方は違う見解があるかもしれないので、ちゃんと市の総意として合意してもらってください。 それから問題なのが小樽市側ですよ。小樽市の方が動いているかどうかわからないですけど、それはちゃんと調整してください。
齊藤委員長	そういう意見でしたので、事務局の方でお願ひします。 他にございますでしょうか。 それでは次の議題もございますので、議題1につきましては、これで終了したいと思ひますが、事務局の方は、今回出た委員からの意見を踏まえてちゃんと整理されるようにお願ひします。 また、次年度、現地検討会を開催するということですので、その調整等もよろしくお願ひいたします。

(2) 保護林モニタリング調査について ①令和7年度以降の調査	
齊藤委員長	令和7年度以降の保護林モニタリング調査について事務局より説明をお願いいたします。
鈴木生態系保全係長	<資料2-①説明>
齊藤委員長	この議題は、前回、色々なところでわかりにくいという指摘を受けたところで、今回、事務局の方で改善して説明していただきましたが、今回の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
中田委員	9ページ10ページのところで、例えば9ページの②のモニタリング間隔を5年としてるところに令和7年度にモニタリングを行うと書いていますけれども、これは詳細調査ですか。概況調査ですか。
鈴木生態系保全係長	こちらにつきましては、資料2参考2のA3版の大きな一覧表がございまして、そこに各保護林の詳細な調査手法の案に関しましては記載させていただいております。 例えば、千歳シラネアオイ希少個体群保護林、参考資料4ページ目一番上のNo.6ですけれども、森林の詳細調査の分布調査です。保護対象種がシラネアオイですので、令和7年度は分布調査を実施させていただきたいという形になっております。 屈斜路イチイ希少個体群保護林、釧路アオダモ等遺伝資源希少個体群保護林、屈斜路ウダイカンバ遺伝資源希少個体群保護林、川湯イチイ遺伝資源希少個体群保護林、こちらにつきましても、基本的には森林詳細調査を行う形にさせていただきたいと思っております。こちら、前回調査の際に野生鳥獣の被害がみられているために、森林詳細調査を今回も行いたいと思っております。 最後、落石イチイ希少個体群保護林ですけれども、前回調査では、特段確認された影響なしというような形になっているため、来年度につきましては、森林概況調査を行う形にしたいと思っております。
中田委員	説明で、別表を見ればいいというのは分かったんですけど、この資料はたぶん残されていくと思うので、その時にここにモニタリングを行うとしか書いてなくて、別表参照と書いてくれないと、たぶん誰もわからないですよ。 なので、資料の作り方というか、委員の方も資料を残されると思いますし、今日もちろん持ってかえると思いますので、本文に書けるのならカッコして概況調査とか書いた方がよいと思います。もし、別表を参照したいのであれば、別表参照みたいな形でまとめられた方がよいと思います。
鈴木生態系保全係長	わかりました。
中村委員	事前説明の時に調査の間隔と調査内容はどういう形で関係してるんだということを、聞いた覚えがあって、ここでいうと、なんとなく10年のものは概況調査が多くて、ただ、10年の中でも詳細調査がたまにあったり、5年であっても概況調査のものがあったりして。これはどうやって決めてるんですか。
齊藤委員長	事務局、説明お願いします。
鈴木生態系保全係長	資料2-①の3ページと4ページところが今の質問の該当する所だと思います。 まず、実施間隔に関しましては、5年ごとですと、3ページ下の表のアからキの保護林である場合は5年ごと、いうふうにするという形になっています。 そういった中で、今、北海道内で多いのは鳥獣害等の理由によって5年ごとになっているのが多いんですけども、そういった場合ですと、モニタリング結果として鳥獣害等が見られるような結果が出てきます。前はなかったけれども今回は鳥獣害が見られましたとなった場合に、例えばモニタリング間隔を5年ごとに変更しました、というような形になりますと、次の予定としては5年後に何かしらのモニタリングを行うというような形になると思います。 そういった際に、5年後にどういったモニタリングの手法を行うのかというような説明が次

	<p>の4ページでございまして、基本的に森林詳細調査というものを行う場合につきましては、表の一番下にあります、保護林の状況に変化がみられた場合もしくは経過観察が必要な場合、そのように判断された場合につきましては森林詳細調査を行う形になっています。</p> <p>ですので、5年後のものでも、例えば前回の状況からは特段変化がなかったというような場合につきましては、森林概況調査を選択するというようなこともあるかと思えます。</p>
中村委員	<p>ということは、例えば天狗岳高山植物希少個体群保護林というのは10年にもかかわらず森林詳細調査をしたと。これは5年に変えないということですか。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>天狗岳につきましては、森林植生、例えば樹木ですね。そちらについては10年のモニタリング間隔というような形にはなっているんですけども、高山植物がある保護林でございまして、植生調査は2年ごとに行うという形になっています。</p> <p>天狗岳の森林(樹木)調査を何年前に行ったのか手元に資料がないのですぐにお出しができないんですけども、植生調査に関しましては今年度やっているような形になっていて、それが5年前の令和2年度にもやっているという形になっています。ですので、2年毎の植生調査をやっていく中で、令和6年度に植生調査をやっていきますので、令和7年度はしないという形、樹木調査からも10年は空いていませんので、そちらの方もやらないという判断をさせていただきました。</p>
中村委員	<p>一貫性がないように私には聞こえちゃうんですけど。</p> <p>ここで植生調査と言っているのは、どういう意味ですか。例えば、森林と下層植生と分けて何かやっているという意味ですか。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>高山植物用に植生調査用のプロットを別で作っておりますので、そこで下層植生の調査を行うという形になります。</p>
中村委員	<p>それはここには書いてないのですか。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>すみません。そこまでは記載できておりません。</p>
中村委員	<p>大丈夫だろうか。</p> <p>5年のとこでも、例えば屈斜路ウダイカンバ遺伝資源希少個体群保護林が概況になっているんですね。</p> <p>これはなぜ概況なのでしょう。エゾシカによって森林植生がまばらになっているのに、これは概況でいいのですか。</p> <p>保護林の状況に変化がみられた場合は詳細をやるんじゃないですか。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>資料2参考2の次年度調査の資料に関しまして、右側の欄が次年度の調査予定になっていて、真ん中の部分が前回のモニタリングの状況になります。</p>
中村委員	<p>なんかパズルみたいでよくわからないですが、まあたぶんうまく作成されているんだと信じたいですが、なんかすごくいろんなパターンがあって、それがきちんと説明できるならいいんですけど、ちょっと心配になってしまふ。</p> <p>普通に考えると、10年間隔でやっていると、それほど変化がないということで、その調査として概況調査が一般的であると。でも、こういう場合に、例外事例として詳細調査を入れるとか、そういうふうに書いてくれた方が、この3ページ4ページが別になっちゃうと、どういう結びつきがあるのかが、ちょっとみえないんですよ。</p> <p>それは事前説明の時にも言ったんですが、将来的にはこの3ページ4ページの繋がりがきちんと分かるような形でやっていただきたいなと思いました。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>改善していきますので、よろしく願いいたします。</p>
齊藤委員長	<p>私から確認なんですけども、これはその保護林ごとに、調査期間のペースのところは10年か5年かというのが決まって、例えば10年後にやった時にその状況を見て、次回10年でよいかどうかを判断して、保護林管理委員会でかける、期間も10年でいいか、調査方法も変えた方がいいのか、それとも今まで通りでいいのかというところを、ここでの審査</p>

	<p>を経て決めるということですね。</p> <p>期間と調査方法は、必ず1対1になってるわけではないという理解でよいでしょうか。</p>
中村委員	<p>私が言わんとしたのは、必ず1対1になる必要はないんだけど、先ほど言ったように、一般的には10年ということは長い間放っておくということなので、それはあまり変わらないことを前提として設定してるんですよね。</p> <p>でも、たまに10年の詳細調査を入れるということは、例外規定があって、その時は10年であっても詳細調査を入れますとか書いてくれた方が、間隔と調査内容がきちんと分かるような気がします。そういう意味です。</p>
齊藤委員長	<p>そういうご指摘だそうです。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。</p>
菊地委員	<p>単なる興味で聞くんですけども、調査ルートというのは、毎回定期的に刈り払いとかして、同じところを歩けるようになってるんですか。</p> <p>それともランダムウォーク的なものでしょうか。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>刈り払い等とかは特に実施しているわけではございません。</p> <p>ただ、調査をする際にGPSの軌跡の方は委託業者の方で記録しているような形ですので、そういったものを参考に前回と同じようなルートを設定してやっていく形になるかなと思います。</p>
菊地委員	<p>GPSの経路をたどって、ササ藪なんかにも入っていくような感じなんですね。</p>
齊藤委員長	<p>他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは今出ました意見を踏まえて、事務局の方で整理をお願いします。</p>

(2) 保護林モニタリング調査について ②令和6年度調査結果報告	
齊藤委員長	令和6年度保護林モニタリング調査結果報告について事務局より説明をお願いいたします。
環境指標生物 河合	<p>本年度の保護林モニタリング調査を実施させていただきました、環境指標生物の河合と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>北海道に残されている貴重な森林を調査する機会に恵まれたこと、非常に嬉しく思っております。保護林は守るべき宝物のような存在だと思います。その保護林の良好な保全に寄与できるよう報告していきたいと考えておりますので、皆様、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>&lt;資料2-②説明&gt;</p> <p>本年度のモニタリング対象である37保護林における調査結果報告をいたしました。総じて今回は概ね健全な保護林が多かったです。一方で大きな面積を持つ保護林のモニタリング方法の工夫や、多少課題がある保護林に関しては、何らかの保全対策を検討し、勇気を持って実行していくことを私は提案いたします。現在の保護林のような自然度の高い森林はその形成だけでも数百年かかりますので、非常に貴重であると考えからです。</p> <p>また、何度かお伝えさせていただきましたが、数十年に一度、80年に一度などといわれていますが、クマイザサの一斉開花後の枯死がありました。北海道の樹林の林床の優占種であるクマイザサですので、このことは林床における低木層の生育にこれから大きな影響を与えることが予想されます。今後それがどうなっていくのか、非常に注目すべきトピックだと考えますし、そのように報告させていただきます。</p> <p>これからも森林や保護林が良好に保全されるために尽力して行きたいと考えておりますので、それにつながるご意見、ご助言をいただけたら幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
齊藤委員長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問のある方いらっしゃいますか。</p> <p>私から一つよろしいでしょうか。</p> <p>今報告されたモニタリングの調査結果を踏まえて、次回の方法あるいは間隔をどうするかというのは、どういった形で決めていくことになりますか。</p>
鈴木生態系保 全係長	<p>受託者より説明ありましたモニタリング結果の保護林区分ごとにございます総括表がそれぞれあると思いますけど、例えば森林生態系保護地域だと13ページです。</p> <p>先ほどご説明あったとおり、エゾシカ等の影響がかなりみられたということで、こちらの調査周期が10年毎と今設定されているものが記載されておりますけれども、それを5年に変更して、引き続き巡視・モニタリング等により経過を観察していくというような形です。今回は森林概況調査を行っておりますけれども、変化がみられましたので、次回につきましては詳細調査に切り替わるのかなと思っています。</p> <p>そういったような形で、調査間隔を5年に変更とか、そういったものにつきましては、希少個体群保護林ですと45ページのところのまとめとして書かせていただいたところとかに記載をさせていただいているところです。</p>
齊藤委員長	<p>13ページの評価・課題・対応(案)で調査間隔を5年に変更しと書いてあるのですが、書いていないところは、そのまま引き続き今までどおりということですか。</p> <p>報告によっては今後の調査を検討しなくてはいけないというような報告もあったと思うのですが、評価・課題・対応(案)には変更するとかそういうところまでは書いていなかった気がするんですけど。これは調査を受託した者が次回何年後に調査する、どのような調査をするというのを判断して報告するという形になるのですか。</p> <p>それとも結果を受けて管理局の方で決めることになるのか。</p>
鈴木生態系保 全係長	結果を受けてという形になるかと思ひます。
齊藤委員長	では13ページに書いてある調査間隔を5年に変更するっていうのは、調査した者の判断で報告したということですか。

鈴木生態系保全係長	はい。そうです。
齊藤委員長	基本的にそういう変化があったところは、保護林管理委員会で詳しく検討する形になりますか。
鈴木生態系保全係長	そうですね。意見をいただいて、変更するのが妥当であるという話になった場合には変更していくという形になります。
齊藤委員長	はい。わかりました。 あと、評価・課題・対応(案)で、期間変更とかは入ってないけども、調査の検討が必要というような報告もあったような気がするんですけども、それはどういうふうに判断するのですか。
鈴木生態系保全係長	今、ご指摘いただいたところでいいますと、クッチャロ湖での鳥類調査の部分とかが該当するのかなと思いますけれども、そういったようなところも、受託者の方から提案を受けまして、保護林管理委員会の方で、今はたしかに水辺の方にいる水鳥の確認等ができないような調査ルートの設定になっていますけど、そういうのも必要というような形であるのでしたら、次回調査の際はそういったようなところの調査ルートの追加なり調査ルートを考えていくような形になるかなと思っています。
齊藤委員長	今回の報告を受けて、次回の保護林委員会で変更するところがあれば整理して議題に回すという形なんですか。
鈴木生態系保全係長	今回いただければなと思いますけども、まだ報告書自体が作成の途中でございますので、そこはまた整理させていただきたいなと思っております。
齊藤委員長	この結果を受けて、次回の調査間隔ですとか、方法とか変えるというところがあれば、整理して分かりやすい形で保護林管理委員会にかけていただければと思います。
寺村計画課長	承知いたしました。 確かに今回、モニタリングの間隔を見直すのかどうかと、調査方法を次回も概況調査にするのか詳細調査にするのかについて、一覧で本来まとめるべきです。申し訳ございません。 ご指摘を踏まえまして、今回のモニタリング調査結果をきっちりと踏まえまして、現在は受託業者さんからの提案という形にとどまっておりますので、当局である森林管理局の方で、そのまま行くのか、こう変えますかというところをそれぞれ提案するように、改善したいと思います。大変失礼いたしました。
齊藤委員長	わかりました。他にご意見ありますでしょうか。
玉田委員	意見というか、クッチャロ湖で鳥の話が出ているので簡単に説明と意見を言いたいと思います。クッチャロ湖の鳥の調査はいつやったのですか。
環境指標生物河合	6月(実際は7月)と12月です。
玉田委員	わかりました。これから最終報告書ですよ。調査日をちゃんと入れておいてください。 というのは、繁殖期とひとことで言っても、4月から始まって7月までですけど、7月の出方と6月の出方は全然違うので、日付を書いてください。 それから意見がいくつか出ていて、確かにクッチャロ湖そのものは鳥で有名なところで、その周辺にある森を守ろうということで、管理目標もそういうことになっているのですが、この保護林の設置目的で水鳥のところまで、要するに保護林でないところを調べるべきか、というところもちょっと気になっています。確かに水辺の方を見た方がクッチャロ湖の自然はわかるのですが、そこは保護林の範囲ではない。 そうすると、別に保護林のモニタリングの中でやらなくても、むしろクッチャロ湖はビジターセンターもあって、水鳥の変化の方は調査していると思いますから、そういう文献とかを見ておけばいいのかなというところもあります。保護林の管理の観点からは今のままでいいのかなと私は思っています。

	<p>もしも何かそこが気になるのであれば、現地調査だけじゃなくて、文献調査みたいなものを入れておけばいいのではないかという意見は述べておきます。</p> <p>それは議事録に残しておいていただければいいと思います。保護林内のモニタリングをメインにしておけばいいと思います。</p> <p>それから、せつかく森林の調査をやっているんで、今回の結果だけじゃなくて、前回の結果と並べて、設定が2018年ですから、それより前はないですね。</p> <p>これから経年変化でずっとおえることになってくると、何が減った、何が増えたというのがみえてきて、じゃあこうしようという話になると思います。今回の結果だけじゃなくて、過去の結果と比較できるような資料を作ってください。</p>
環境指標生物 河合	はい。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
滝谷委員	<p>管理局の方に、取り扱いについて、疑問といいますか、私の分からないところがあるんですけれども。</p> <p>希少個体群保護林というのは、基本的に人工林になっても今後の自然の推移に任せて遷移するということだったと思います。例えば月形のスギですと、遺伝資源を守るために隣接地に、新たに新植地、更新地を設けているようなんですが、その他の希少個体群の森林というのは同じように活用して、その遺伝資源をこの時代に受け継いでいくような所を作っていくような計画とかそういった学術調査というのがあるのかなって疑問に思いました。</p> <p>分かれば教えていただければと思います。</p>
三橋地域業務 対策官	<p>月形のスギの関係につきましては、地元のスギの関係でかなりいろいろと力を入れておまして、スギ林を残していきたい。一方、ネズミの被害とかがかなりありまして、今後の林分をどうするかということで、滝谷委員からお話あったとおり、隣接するところに新しい森林という形でスギを植え付けて対応しているということでございます。</p> <p>それ以外の希少個体群の林分につきましては、今後どのようにするのかということで、これから委員の皆様いろいろなご意見、アドバイス等をいただきながら、先ほどもご説明あったとおり、先駆種のようなところでのようにするのか、あるいは外来種、人工林のもので、どのようにしていくのかということで、その辺はいろいろとご意見いただきながら、対応していくような形で考えているところです。</p>
齊藤委員長	よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。
中田委員	<p>今の滝谷委員の質問に関連してなんですけど、たぶんここにいらっしゃるほとんどの人は覚えてないと思うんですけど、昔に保護林とは直接関係ないですが、優良林分から種を取って後継林分を作って、種を取ってしまったところは伐ってしまった所とかも結構あるんですけど、その代わりに後継林分を作ったという事業が、遺伝子保存林っていうのが結構たくさんあります。</p> <p>たぶん知らない人も多いと思いますので、ちょっとコメントさせていただきます。</p>
齊藤委員長	情報ありがとうございます。
菊地委員	<p>質問なんですけど、6番のレブンアツモリソウの盗掘跡。</p> <p>写真で見ると、素人目には新しいように見えてしまうんですけど、これを古い盗掘跡とする根拠を教えてください。</p> <p>もう一点、議論してくださいとおっしゃったのであえて触れますけど、13番のケヤマハンノキ希少個体群保護林、プロットから消えているという話でしたけど保護林全体としてはどうなんでしょうか。</p>
環境指標生物 河合	まず、礼文の方なんですけど、少しお答えにくいんですけど、私は比較的新しいと思のですが、2、3年経っているかな。1、2年ぐらいじゃないかなっていうのが最初の考えです。
菊地委員	再犯がないかと・・・。
環境指標生物	そうですね。1株もなかったの。

河合	<p>巡視している方もいるんですけどね、見てる方も。いるにもかかわらず、樹林の後ろの方で何者かに盗られたと。たぶん、1年か2年前に掘り取られたという形なので。どうしたらいいかというのは、私も悩んだところですよ。</p> <p>ケヤマハンノキなんですけど、樹林内を探せば少しはあると思います。ただ、プロット1ではやっぱり見当たらない。プロット2では数本あります。</p> <p>ただ他の木、カツラ、ヤチダモが元気なんですよね。</p> <p>なので、おそらく立地的からもそちらの方に遷移していきたくらうなと考えました。ずっと議論されていると思うんですけども、いずれこの名称をどうするのかとか。</p> <p>ただ、保護林としては残したらいいかなと思うんですけど、ご意見いただければと思います。</p>
寺村計画課長	<p>お答えいたします。まずレブンアツモリソウの盗掘跡に古いと書いた根拠というのは、我々役人ですので、誰がやったんだというところの部分もあって、そういう意味ではもう追跡できないほどの時間が経っているというふうに、私たちとしては判断いたしまして、古いという書き方にしてもらった経緯がございます。</p> <p>もう一つ、紅葉山ケヤマハンノキの件ですけれども、資料をいただいたあと、いろいろと過去の経緯等を調べさせていただきました。</p> <p>ケヤマハンノキの林木育種する上での優良個体、精英樹があったというところで、この保護林に設定したというのがそもそもの経緯でございます。この結果を見る限り、おそらくその個体はもう消失している可能性が高いかなというふうに感じております。</p> <p>環境指標生物さんしか現場に行っていないで、まだ局で調査できていない状況でございますので、今後、本当に保護林にすべきかどうか、継続するかどうかという時間をかけて検討しなきゃいけないというふうには考えているところです。</p> <p>ですが、保護林を見てみると、カツラが非常に素晴らしい山ですので、指定事由がなくなっているのはおそらく確かである一方、その取扱い等について改めて事務方として、検討したいという形で考えております。</p>
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
中田委員	<p>今のケヤマハンノキの話なんですけど、名称はどうするかは考えるとして、プロットにはないということなんですけど、ここの林分、ある程度坂なんですよね。なのでちょっと、全体的にみて、ケヤマハンノキがたくさんあるような所があるんだったら、例えば定点を移すとか、そういうことも検討すべきでしょうし、林分全体にケヤマハンノキがないんだったら、他に何かあるのかわかってるんで、名称変更するとかですね。例えばケヤマハンノキ等にするとか、やり方はいろいろあると思います。</p> <p>ただ、指定以来、いつ指定したのか資料をみないとわからないんですけど、もともと植物群落保護林だと思うんですが、それを指定してからずっと、普通の施業はしてないはずなので、そういう意味で、ここはこの地域を代表する広葉樹林というふうに言ってもいいので、保護林の指定を解除する必要は全くないというふうに思います。ただ、ケヤマハンノキがまだ少しあるからいいと思うんですけど、1本ぐらいでケヤマハンノキと書くのはどうかなと思いますので、その辺は次回の調査とか見て検討したらいいかなと思います。</p> <p>あと、レブンアツモリソウなんですけど、ここのレブンアツモリソウ群生地って、森林官とか地元の方とかも巡視していると聞いたと思うんですが、今回のこの調査プロットからは全然なかったとのことなんですけど、周りも基本的にレブンアツモリソウが消えちゃったんですか。</p>
環境指標生物 河合	周りにはあります。
中田委員	結構たくさん残ってるのですか。
環境指標生物 河合	<p>結構たくさんあります。</p> <p>調査プロットが、樹林部が下からは全く見えない、樹林に隠された向こう側にあるんで</p>

	<p>す。一般の人は絶対入れないところで、そこが調査地点になっていてその株がなくなっていたという状況です。</p> <p>下の方の、人が行けるところはいっぱい咲いていて、写真にもあるようにレブンアツモリソウがいっぱいありました。</p>
中田委員	これ、プロットは変えるんですか。
寺村計画課長	<p>基本的にモニタリングというのは、同じ場所で継続的にやることに意義があるというふうに理解しておりますので、原則としては変えないということになるんですけども、この結果を踏まえて、再度検討したいと思います。</p> <p>それとは別に、巡視の関連でいきますと、我々、グリーンサポートスタッフなり職員で巡視している一方、役場と環境省とかと連携しながらやっております、それはモニタリングというより、むしろその盗掘防止啓発活動の観点でやっているものですので、数を数えたりとか、そういう形ではやっていないところですよ。</p> <p>今、環境省さんの検討事業等とかで、やはり生える場所がどんどん変わっていったり、遷移が進んだりして、遷移移植じゃないとなかなか生育できないとか、色々そういうところが明らかになってきておりますので、プロットの取り方、その都度変えるべきか変えないべきかも含めて、あるべき方法を考えてまいりたいと思っております。</p>
中田委員	<p>ここは生物群集保護林なので、プロットがたくさんあると思うんですけど、この今のレブンアツモリソウところについては、確かレブンアツモリソウ群生地だからここに作りますよという話だったと思います。そういう意味においては、プロット内に1つもないようなところを、寺村課長も先ほどおっしゃったように、モニタリングを続けるという意味では、その部分もあってもいいと思うんですけども、もう一箇所、二箇所作るとかですね。特にレブンアツモリソウをターゲットにして作ってるプロットだと思うので、そういうことを検討してもいいかなと思います。</p> <p>ここの部分は、また復活するという可能性もあるわけで、そういう意味では、ここのモニタリングを続けるっていうのはありかなというふうに思います。</p>
寺村計画課長	いただいた意見を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと思います。
渋谷委員	<p>今の件なんですけど、二箇所ともなくなってしまってるっていうことで、今、行っている対策、巡視なんでしょうけど、正直言うと効果がないっていう答えになってしまうと思うんですね。こういうことが起きています。</p> <p>だから今の体制でいいのかっていうところは検討しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。</p>
齊藤委員長	事務局、いかがでしょうか
三橋地域業務対策官	パトロールですとか、巡視という形で実施しているところでございますが、今回のこの結果を踏まえて、森林管理署の方から、環境省ですとか、地元の町の方にも、この情報を共有いたしまして、しっかりと対応していきたいと考えております。
齊藤委員長	よろしいでしょうか。
玉田委員	<p>まず、礼文の方から話を進めましょう。これ、今回のモニタリングの結果で盗掘らしいものがあつたというのは、環境省側には報告しているのですよね。</p> <p>この種は、環境省と一緒に保護増殖事業としてレブンアツモリソウを守りましょう、という事業が一つ動いていて、林野庁は林野庁の分担で動いている。総合的には(環境省と林野庁の)どちらも両方で進めればいいと思います。</p> <p>保護林のメンバーとして保護林側から考えた時には、結局盗られてしまった。それではよくないというのであれば、もっと監視を強めなきゃいけないだろうし、それは保護林としてもやらなきゃいけないし、環境省としてもやらなきゃいけないことだと思います。</p> <p>我々保護林のメンバーとして保護林の管理方針の中でもたぶん独自でやっているものですから、もっと強化しなきゃダメだという意見が当然出てくるだろうし、強化するだけじゃなくて、これからどうするっていうのも議論するべきじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。</p>
齊藤委員長	もっと議論をするべきという話ですけど、今日は時間がないので、深い議論はできないと

	思うんですけども、事務局の方で何かありますか。
三橋地域業務 対策官	管理方針の部分も含めて、今後の対応について検討したいと思っています。
中村委員	ちょっと流れを教えてください。 今みたいなさまざまな、評価・課題・対応(案)という(案)を書いてあるということは、調べられたコンサルさんの方で提案された内容がここに書いてあるということですね。
環境指標生物 河合	最初は弊社から出すんですけども、一旦この資料になる前に局に一度確認していただいています。
中村委員	じゃあ、森林管理局の提案なんですか。 その辺が分からないのと、今この委員会としては、これに今意見を言って、その後どうなるんですか。先ほどのケヤマハンノキの例じゃないけども、今後それを、委員長が言ったように調査期間を変えるのか、調査内容を詳細にするのかとか、そういう吟味はいつやるんですか。 そのプロセスを、ロードマップを教えてください。
齊藤委員長	事務局いかがでしょうか。
三橋地域業務 対策官	ただいまのご意見等を踏まえまして、もういっぺん整理をいたしまして、この進め方につきまして整理をさせていただきたいと思います。 次回の委員会の中で、この関係につきましてご説明をさせていただきたいと思います。
中村委員	ということは、まだこれ続くということですか。
齊藤委員長	次回のモニタリング方法については、次回の委員会ですということですね。
三橋地域業務 対策官	そのようにお願いしたいと思います。
中村委員	その時に、どなたかが言われたように、課題がある所をきちんと囲むなり、今までと違うことをやる場所については、ここですということを、フォーカスを当てていただけないと。漫然と全部聞いちゃうと、一体どれがどれだかわからなくなってしまうので、事務局提案として、森林管理局提案として、ここはこういう変化があったので、調査期間、調査内容についてこう変えたいとか、名称についてもこうしたいとかいうところをクローズアップして提案していただけると、もうちょっとわかるなって感じがしました。次回、よろしくお願いします。
三橋地域業務 対策官	はい、どうもありがとうございます。
玉田委員	関連で、環境省の保護増殖事業と連動して動いてなきゃいけないことだと思います。 その辺の情報も加味しながら、次回議論するときにその情報を出してください。
三橋地域業務 対策官	そのようにいたします。ありがとうございます。
齊藤委員長	よろしいでしょうか。
横山委員	次回、もう1回この話題が続くということで、それならばと思うんですけども。 16ページの漁岳のところ、ダケカンバの大径木の枯損があるので、次回の改善点として、ドローン撮影による立木の状況調査をした方がいいんじゃないかと書いてあります。ダケカンバの大径木の枯損に対して、プロット周辺のドローン撮影をした方がいいということと思うんですけども、そもそもこの保護林は3,200haもあって非常に面積が大きいので、プロットの中だけではなく、もし全体像をとらえようということなのであれば、こういうところの場合に、ドローンよりもイコノスなどの、全体状況を把握できる方法を使った調査をするとした方がよいのではないかと思います。 この辺の衛星画像とかドローンとか、いわゆるプロットを中心に何かを考えるという、マニュアルどおりではないものの付け加えというのは、どういうふうやっていけばよいのかについて質問したいと思います。この辺のことを提案されたコンサルタントの方に、具体的なドローンないしは衛星画像の使い方について、もう少し具体的な手法を補足していただきたい

	と思うのですが、いかがでしょうか。
環境指標生物 河合	はい。報告書に何らかのそういったものが加筆できるように検討させていただきます。 この広い範囲の大径木の倒木状況とかが、どうやったらわかるのか、コスト面もふまえてちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございます。
横山委員	よろしくをお願いします。
寺村計画課長	関連いたしまして、事務局からわかる範囲で事実関係だけ申し上げますと、今、林野庁の国有林野事業で50cm 括約の衛星画像を毎年撮影して、ライセンスとして使用しているところでございます。50cm 括約ですので、ある程度の規模の倒木が続いている場合だと判別できることもございますので、そういった方法も活用できないか検討してまいりたいと思います。
齊藤委員長	よろしいでしょうか。
玉田委員	ササの枯死がずいぶんと報告されていて、この後10年後まで何もしないというのがちょっと気になります。今度提案する時にどうすればいいかっていうのを、具体的に出してください。 個人的には3年か5年ぐらいしたら、もう1回みた方がいいのではないかなと思います。そういうことも含めて次回提案してください。
環境指標生物 河合	ありがとうございます。
三橋地域業務 対策官	ありがとうございます。 検討させていただきたいと思います。
齊藤委員長	時間も迫っておりますので、議題についてはこれで打ち切りたいと思います。 出た意見につきましては、事務局の方で整理するようにお願いします。

(3) 令和6年度における保護林に係る各種行為の状況について	
齊藤委員長	令和6年度における保護林(緑の回廊含む)に係る各種行為の状況について事務局より説明をお願いします。
近藤計画保全部長	<p>議題3に入る前に、私の方から一言お話させていただきます。</p> <p>令和6年度における保護林に係る各種行為の議論ということでございます。</p> <p>保護林内における各種行為を行うに当たって、保護林への影響がいくつあるかといった観点から、必要な配慮事項等について委員会の意見を伺うような仕組みとなっております。</p> <p>本日この後の報告事項の中でも十勝岳の治山事業について報告を行ないますけれども、当案件についてですが、事業の基本方針策定後に保護林管理委員会に意見を伺うということになったことが、さまざまな問題を引き起こしたと思っております。そうした中で、同様の事態を繰り返さないためにということで、特に保護林に大きな影響を与えられらるような行為、こういったものにつきましては、保護林管理委員会の意見が反映できるようなタイミングを失することなく、できる限り可能な限り情報提供に努めていきたいと思っておりますので、この議題に入る前にお話をさせていただきました。</p>
三橋地域業務対策官	<資料3説明>
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。
中村委員	<p>今、近藤さんがおっしゃったような対応は大変ありがたく、今後そうしていただけるといいなと思いました。</p> <p>その上でなんですが、この2ページとか3ページを見て、どのくらいの規模の改変がなされるのかというのが見えづらいですね。大きさは書いていないですね。</p> <p>例えば、今回ここにも火山泥流対策として施工する、それが治山工事という形になるんでしょうが、今回については伐採はやめたというふうに後で説明があると思いますが、規模感がこの中ではみえない。</p> <p>最初に言われた意図があるのならば、大きさとかエリアの方を書いた方がいいんじゃないかなと思うんですけど、それはどうですか。</p>
近藤計画保全部長	ご意見いただくに当たって必要な事項だと思いますので、そういったものが分かるような資料に改めていきたいと思っております。
齊藤委員長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>時間も迫っていますので、以上としたいと思います。今一点指摘もありましたが、わかりやすい資料を作成するようにお願いいたします。</p>

(4)その他 1.十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林における治山事業について	
齊藤委員長	その他 1 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林における治山事業について。こちらは報告事項になります。事務局より報告をお願いいたします。
三橋地域業務対策官	<資料4説明>
齊藤委員長	この件は、昨年の管理委員会で出た検討会の結果に関する報告となります。報告事項ですので簡単な質問があればお受けしますが、よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います
(4)その他 2. 保護林内の貸付地の取扱いについて	
齊藤委員長	その他 2 保護林内の貸付地の取扱いについて事務局より説明をお願いいたします。
三橋地域業務対策官	<資料5説明>
齊藤委員長	今の説明は、森林管理局の方針ということで、委員の方に意見を伺いたいということですのでご意見あればお願いします。
早尻委員	1点だけ確認ですが、先ほどの中村委員がこういう資料を出して欲しいということで、保護林内における各種行為の一覧が出ていました。これをみると、保護林内の貸付地だと、例えば送電線だと線下管理とかで下刈りとかをしているかもしれないし、そういう行為が実際にあったのかどうかわからないんですが、それは先ほどの各種行為からは除外しているということでしょうか。 それとも、そういう貸付地における何か行為については把握していないということなのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。
三橋地域業務対策官	保護林内の貸付地でございますけれども、その中で行為をする場合につきましては、こちらの方に森林管理署から報告がありまして、それに基づいて、どのように作業するのか、その作業に当たって留意すべきことについて対応を行っているところですよ。 その中で特に大きな影響があるものですか、あるいは面積に移動があるものにつきましては、小委員会の方で委員のみなさまにご意見等いただいて、森林管理署に伝えて、事業者の方に指示をしていくというようなことで対応しております。
早尻委員	だとすれば、もっと早く気付くことができたのではないかと気もしますが、これは感想です。
近藤計画保全部長	今回のものは、そういう貸付地そのものを保護林から除外するということです。
吉村局長	すでに貸付けてあって、土地が改変されているにもかかわらず、我々がそこを保護林として設定してしまったんです。
近藤計画保全部長	本来、保護林から除外しないといけない所であったんですけども、そのまま保護林として残されていたと報告が上がってきたことから、本来的には保護林には含まれない場所であるので、今回除外したいということになっています。 4ページに書いてありますけれども、保護林内の貸付地で、紫色で囲ってある農業用排水路など、こういったものは、そもそも保護林から除外をするというような考えで、緑色のところ、登山道や歩道などが書いてありますけれども、ここについては継続して保護林という扱いになっておりますので、この緑色の部分で何らかの行為があった場合は、先ほどの資料3であったような行為として報告が上がってくるような形になります。 基本的には、貸付地は、本来保護林に含まれるものではない、保護林再編の時に除外しておくべきだったものが、そのまま残されていたということなので、今回、こういう考えで整理をしたいということでございます。
早尻委員	保護林だったけれども、保護林として取り扱っていない、ということですか。
近藤計画保全部長	今までは保護林として取り扱っていたので・・・。

寺村計画課長	<p>ちゃんと申し上げますと、例えば温泉用地になり、漁業施設といったところ、もう古くからの貸付地として、民間の方にお貸していたところがございますが、よくよく調べてまいりますと、その後に保護林に設定する際に、本来そこを外して指定すべきだったところを、面的にすべて保護林に指定してしまったということが大半でございます。</p> <p>そういうところで、我々の業務上のミスとっております、そういったところの適正化を図る観点で、今回それぞれの貸付地につきまして、保護林として適正のあるものと、そうではないものをしっかり峻別して整理を図ってまいりたいという形で、今回、この資料をご提案させていただいたところでございます。</p>
齊藤委員長	よろしいでしょうか。
中村委員	<p>先ほど規模を書いてほしいと話をしていたのですが、よくよくみると面積変更なしというのがすべてだったんですね。資料3は。</p> <p>ということは、ここで先ほど出たスライドの保護林の前に組み込むということで、なしということになったということでしょうか。この整理は。</p> <p>保護林として継続していくから、なしということですか。そこを教えてください。</p>
中田委員	まだ保護林からは削っていないから、資料3(各種行為の面積変更)ではなし。
三橋地域業務対策官	<p>資料3の個別表のところの面積変更で、「なし」ということについてですよね。</p> <p>例えば公共工事、災害復旧の道路工事とかで、すでに売払い等完了をしているところで、さらに工事を行った場合に、その施工部分について道路の所管に入る部分については面積が変更しますので、その場合には保護林の面積が減るということでは出てくるんですが、そういうものがないということで、面積の変動はないということで記入しているのです。</p>
中村委員	<p>では、今回の例えば電柱等設備改修工事なんかは、なしと書いてあるということは、保護林として継続だから、なしなんですか。</p> <p>この「なし」を教えてください。すべてなしになっているということ。</p>
三橋地域業務対策官	なしというのは、その行為によって保護林の面積が減ることはないということです。
中村委員	<p>資料5の4ページの緑色の囲いを選んでいるということですよ。</p> <p>登山道や火災監視カメラ、砂防堰堤などは、保護林が多少伐採されたとしても、一帯として保護林として維持するというそういう話ですか。</p>
三橋地域業務対策官	資料5は保護林内の貸付地の取扱いについて説明したフロー図とですね、資料3の面積のところでのなしというのは、別な資料の扱いになっております。影響があるかないかという部分でのなしということではなくてですね・・・
中村委員	もう一度聞きますけど、今後、十勝岳で防災施設が保護林内に張り付きますよね。治山施設かな。その時に治山施設の区域については、保護林の一部を伐採しますよね。それは保護林の面積変更にはならないということですか。なるということですか。
三橋地域業務対策官	そのままで変更ありません。
中村委員	例えば知床の岬の携帯基地局も最初認めたんですよ。あの時は保護林解除ということで、なしではなくなるということですか。
三橋地域業務対策官	はい、そうです。
寺村計画課長	考え方を再度申し上げますと、治山堰堤等の整備の場合は、その森林を再生するための施設という形で我々考えておりますので、基本的には整備してでもそこは森林として管理していくという意図で、面積なしということになるかと考えております。一方で、知床の・・・
中村委員	<p>もう時間がないからわかりました。</p> <p>十勝岳は当初40haを伐ろうとしましたよね、流木災害のために。あの場合は保護林を解除するんですか。</p>

近藤計画保全部長	当初はすべて皆伐ということで伐ると、保護林としてふさわしくないということであれば、保護林から除外するという事も検討しておりました。そこも合わせて保護林管理委員会のご意見を聞こうと思っていたところです。
中村委員	それでは、その時はまだ解除するとは決まっていなかった。
近藤計画保全部長	そうですね。はい。
中田委員	今の部長のご発言なんですけど、私の知っている経緯と丸っきり違いますので、訂正いただきたいと思います。 最初は、保護林を解除せずに皆伐をするっていうのが、小委員会に諮られましたので、小委員会の方から、それだと保護林を解除してやるべきだと。 小委員会ではなくて、保護林委員会にかけるべきだというふうに意見を申し上げるところです。先ほど部長おっしゃったことが全然違いますので、訂正頂けたら、ありがたいと思います。
近藤計画保全部長	はい。わかりました。
齊藤委員長	ちょっと話が脱線していると思うんですけど、伐採するから保護林を外すかどうかという議論とは全く別に、今回提案していただいたのは、本来保護林の資格がないところでも、保護林のままになっていたところを整理しようという提案で、先ほど早尻さんがおっしゃったもっと早く気づけばよかったのではというのはそのとおりだと思うんですけども、整理しようというのが今回の提案だと思います。
中村委員	すみません。資料3の方は面積変更が全部なしなんですけど、すべて保護林と一体としてやる行為だからなしっていうふうになっているということですよ。
齊藤委員長	資料5の方は方針なので、資料3の方には反映されていないんです。
中村委員	資料3はいろんな開発行為が示されていて、その行為に対して面積変更がすべてなしになっていますよね。 資料5の話じゃなくて・・・言っていること分かりますか。 「なし」という意味がどういう意味で「なし」にされたのかがよく分からなかった。でも今聞いてわかりました。
齊藤委員長	よろしいですか。 貸付地の取扱いについての議題に対して、何かご質問等ありますでしょうか。 なければこの議題はこれで終わりにいたします。

(4)その他 3.保護林内での立木被害について	
齊藤委員長	その他 3 大雪山森林生態系保護地域内での立木被害(人為)について事務局より報告をお願いいたします。
三橋地域業務対策官	<資料6説明>
齊藤委員長	<p>ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それではこの議題は終了といたします。</p> <p>それでは予定された議題はすべて終了いたしました。</p> <p>予定時間が大幅に過ぎてしまいまして、申し訳ございません。これですべての議事を終了したいと思います。</p> <p>本日出た意見につきましては事務局の方でよく検討の上、整理するようにお願いいたします。</p> <p>本日、十分にご発言いただけなかった委員につきましては、後日、事務局まで伝えていただくよう、お願いいたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは議事進行を事務局にお返しします。</p>

4. 閉会	
三橋地域業務 対策官	<p>齋藤委員長、議事の円滑な運営をありがとうございました。</p> <p>また委員の皆様にはご意見等をいただき感謝申し上げます。閉会にあたりまして計画保全部長、近藤より挨拶を申し上げます。</p>
近藤計画保全部長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変貴重なご意見をありがとうございました。資料の整理がうまくいっていないところもあり分かりづらい部分があったこと、お詫び申し上げます。</p> <p>モニタリングの関係については、意見をいただく部分を分かりやすく整理をして、改めて提示したいと思っております。</p> <p>保護林の管理ということで、非常にニーズの高まっている分野だというふうに考えております。時代の要請、国民の要請、そういったものにも応えていくためにも、ぜひ引き続きご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
三橋地域業務 対策官	<p>以上をもちまして、令和6年度第2回北海道森林管理局保護林管理委員会を終了させていただきます。</p> <p>来年度に予定されている現地検討会に関しましては、年度がかわりましたら事務局より連絡させていただきますので、よろしく願います。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。</p>